算式オ(2)
B×100
A
算式オ(2)の符号
A　測定単位の数値
B　障害福祉サービスのうち新体系日中活動系サービス利用者数
算式オ(3)
B×100
A
算式オ(3)の符号
A　測定単位の数値
B　障害福祉サービスのうち旧体系施設入所・通所利用者数

第九条第一項の表市町村の項第八号2中「次世代育成支援対策交付金」を「子育て支援交付金」に、「平成二十三年」を「平成二十四年」に改め、同号6中「修正後子ども数（従来分）」を「修正後子ども数（平成二十四年二月・三月従来分）」に改め、同号7中「修正後子ども数（平成二十三年度前期地方公務員分）」を「修正後子ども数（平成二十四年二月・三月地方公務員分）」に、「三・六」を「六・〇」に、「九・六」を「六・〇」に、「特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に十五・六」を「特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に十八・〇」に、「小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に十五・六」を「小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に十二・八」に、「中学校修了前」における支給対象となる子どもの数の計に十五・六」を「中学校修了前」における支給対象となる子どもの数の計に十二・〇」に改め、同号8中「修正後子ども数（平成二十三年度前期被用者・非被用者分）」を「修正後子ども数（平成二十四年二月・三月被用者・非被用者分）」に改め、同号9及び10を次のように改める。

9　修正後児童数（平成二十四年四月・五月地方公務員分）は、平成二十三年度支給状況報告（地方公務員分）における「受給者の状況（平成二十四年二月末日現在）」中「支給区分」「四歳から三歳未満」の「全体」の「うち第三子以降」の数に十八・〇を乗じて得た数、「区分」「三歳以上小学校修了前」の「全体」の「うち第三子以降」の数及び「区分」「小学校修了後中学校修了前」の「全体」の数に十二・〇を乗じて得た数の合計数とする。

10　修正後児童数（平成二十四年四月・五月被用者・非被用者分）は、平成二十三年度支給状況報告（被用者・非被用者の状況（平成二十四年二月末日現在）」中「支給対象子ども数」の「全体」の「うち第三子以降」の数に十八・〇を乗じて得た数、「区分」「三歳以上小学校修了前」の「全体」の「うち第三子以降」の数及び「区分」「小学校修了後中学校修了前」の「全体」の数に十二・〇を乗じて得た数の合計数とする。

第九条第一項の表市町村の項第八号12を削り、同号11中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同号11を同号13とし、同号10の次に次のように加える。

11　修正後児童数（平成二十四年六月から平成二十五年一月分）は、平成二十三年度支給状況報告（地方公務員分）における「受給者の状況（平成二十四年二月末日現在）」中「支給対象子ども数」の「全体」の「うち第三子以降」の数に十八・八を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「区分」「三歳以上小学校修了前」の「全体」の「うち第三子以降」の数に十一・四を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数とする。

12　修正後児童数（平成二十四年六月から平成二十五年一月分）は、平成二十三年度支給状況報告（被用者・非被用者分）における別紙様式第一「1」被用者の状況（平成二十四年二月末日現在）」中「支給対象子ども数」の「全体」の「うち第三子以降」の数に十八・八を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「区分」「三歳以上小学校修了前」の「全体」の「うち第三子以降」の数に十一・四を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数並びに別紙様式第一「2」非被用者の状況（平成二十四年二月末日現在）」中「支給対象子ども数」における「区分」「0歳から3歳未満」の「全体」の「うち第三子以降」の数に十八・八を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「区分」「3歳以上小学校修了前」の「全体」の「うち第三子以降」の数に十一・四を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「区分」「小学校修了後中学校修了前」の「全体」の「うち第三子以降」の数に十二・八を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び「区分」「0歳から3歳未満」の「全体」の「うち第三子以降」の数に十八・八を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「区分」「3歳以上小学校修了前」の「全体」の「うち第三子以降」の数に十一・四を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「区分」「小学校修了後中学校修了前」の「全体」の「うち第三子以降」の数に十二・八を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び「区分」「小学校修了後中学校修了前」の「全体」の数に二・〇を乗じて得た数、「区分」「うち第三子以降」の「全体」の数に二・〇を乗じて得た数、「区分」「うち第三子以降」の「全体」の数に二・〇を乗じて得た数及び「区分」「小学校修了後中学校修了前」の「全体」の数に二・〇を乗じて得た数の合計数とする。

第九条第一項の表市町村の項第八号13の次に次のように加える。

14　障害福祉サービスのうち新体系居住系サービス利用者数は、障害福祉サービスのうち新体系日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該市町村の施設入所支援」、「共同生活介護」及び「共同生活援助」を合算した数とする。

15　障害福祉サービスのうち新体系日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該市町村の「日中活動系サービス」及び「療養介護」を合算した数とする。